

2020年5月22日

大学院生各位

今般、国の事業として「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』が創設されました。新型コロナウイルスの影響が長期化する中で、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により、学生生活にも経済的な影響が顕著となっている状況の中で、大学等での修学の継続が困難になっている学生等が修学をあきらめることがないよう、現金を支給する事業です。

対象となる学生は、「「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引き」の内容をよく確認して、必要書類を学事課まで郵送で提出してください。

不明な点については、学事課までご相談ください。

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の創設 概要 ↓

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html

必要書類

1. 「学生支援緊急給付金申請書」【様式1】
 2. 「誓約書」【様式2】
 3. 支給要件を満たすことを証明する書類(手引きの7ページを参照)
- ※ 記入漏れがないように注意してください。
- ※ 申請内容によっては、後日ヒアリング等をする場合があります。

提出期限 : 6月6日(土)

提出先

郵送先 : 〒105-8461 東京都港区西新橋 3-25-8 東京慈恵会医科大学 学事課

問合せ先

大学事務部学事課メール: gakujibu@jikei.ac.jp

西新橋校学事課 TEL : 03-5400-1200(内線 2131)